

転入・転出される方へ(県知事・県議選挙関係)

～引っ越したときの投票は？～

転入や転出の届出をすると、投票する場所が変わりますが、届出してすぐに変わる訳ではありません。

下の表を参考に、どこで投票できるかをご確認のうえ、投票に行きましょう。

福岡県知事・県議会議員一般選挙の投票日は4月7日(日)です

福岡県知事選挙の期日前投票：3月22日(金)～4月6日(土) ※3月30日(土)からは、県知事・県議

県議会議員選挙の期日前投票：3月30日(土)～4月6日(土) 選挙両方の期日前投票ができます。

■久留米市に転入される方の場合■

	届出の日	投票場所・投票権の有無		
		久留米市で投票できます	旧住所地で投票できます	今回の選挙は投票できません
他の都道府県から転入された方	平成30年12月28日以前	○(※1)		
	平成30年12月29日以降			○
県内の他市町村から転入された方	平成30年12月28日以前	○(※1)		
	平成30年12月29日以降		○(※2)	

※1 投票する際に、久留米市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。なお、転入届を提出した日が平成30年12月21日から28日までの方が期日前投票を行う場合は3月30日からとなります。(県知事選のみの投票は3月28日から可能です。)

※2 投票する際に、最寄りの市町村が発行する「引き続き福岡県内に住所を有する旨の証明書」の提示等により、引き続き県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。また、旧住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

■久留米市から転出される方の場合■

	転出(予定)日	投票場所・投票権の有無	
		久留米市で投票できます	今回の選挙は投票できません
他の都道府県へ転出される方	平成31年3月21日以前		○
	平成31年3月22日以降	○(※1)	
県内の他市町村へ転出される方	平成31年3月21日以前	○(※2)	
	平成31年3月22日以降	○(※1及び※2)	

※1 転出(予定)日までは期日前投票等ができます。

※2 投票する際に、最寄りの市町村が発行する「引き続き福岡県内に住所を有する旨の証明書」の提示等により、引き続き県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。また、久留米市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

ご不明な点などは、下記までお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】 〒830-8520 久留米市城南町15番地3
久留米市選挙管理委員会事務局 電話 0942(30)9238
FAX 0942(30)9752